



ふるさと納税返礼品規制の影響*

鈴木 善 充

概要 本稿では、2017年に総務省が各自治体に通知した、ふるさと納税返礼品規制の影響について分析をおこなった。分析によって以下のことがわかった。第1に、過去3年間に於いて返礼品の調達費用だけで3割を超過して、今回の規制によっても返礼割合の影響はマクロレベルではほとんど効果なかったことがわかった。第2に、規制前後において返礼割合の分布に大きな変化はないが、返礼割合が5割以下から3割以下が増加し、3割未満が減少していることから通知を「3割まで許容」と認識した自治体が増加しているものと推察される。第3に、規制前の受入額上位30団体において返礼割合に大きな変化がなく、規制の効果は薄いことがわかった。

キーワード ふるさと納税、返礼品、寄付金税制

原稿受理日 2019年4月15日

Abstract This paper describes the effect of the MIC's regulation that was a gift returned for the hometown tax system. This paper provides several lines of evidence that follows. First, the supply cost of gifts for the last three years was over 30%. Last year's regulation had only a slight effect at the macro level. Second, the range of the pure gift rate cost practically remained unchanged, but 'the lower of 50% or 30%' increased and 'the lower out of 30%' decreased in the before and after the implementation of the regulation. This fact shows that some local governments consider 30% or less to be no problem. Third, the 30 top local governments that received donations from the hometown tax system did change the pure gift rate cost. That describes the only slight effect of the regulation.

Key words hometown tax system, donation tax system return gifts

※ 本稿は日本財政学会第75回大会（香川大学）での報告論文に加筆修正をしたものである。学会での討論者であった星野美穂子教授（和光大学）からは大変貴重なコメントを頂いた。またフロアーからも多くのコメントを頂いた。論文作成過程では、橋本恭之教授（関西大学）から助言を頂いた。記して感謝したい。

1. はじめに

2017年4月1日に総務大臣による「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」の通知が全国知事宛てになされた。通知では、ふるさと納税（寄附）をおこなった納税者に対する自治体間での返礼品競争が過熱していること、一部の自治体におけるふるさと納税の趣旨に合致しない返礼品が送付されていることへの指摘に対して懸念を示している。このことから通知では、「返礼品のあり方」について言及し、以下のような規制を述べている。

①金銭類似性が高いもの、②資産性の高いもの、③価格が高額なもの、④返礼割合が高いものである。特に返礼割合については、「3割以下にするように」という具体的な規制値を設定している。

このような規制の通知がなされたにも関わらず、ふるさと納税は、全国計で2016年度の2,844億円から2017年度の3,653億円に増加している。そこで本稿では、2017年度になされたふるさと納税への返礼品規制通知がふるさと納税を受け入れる側（自治体）と行う側（寄附者）に与えた影響を分析する。橋本・鈴木（2018）では、2017年の規制の通知には自治体に対する強制力がなく、対応策に差がみられることが指摘されている。本稿では、規制が設定されてから初めて総務省から発表された『ふるさと納税に関する現況調査』をふまえて規制の影響を分析し、現行制度のあり方を検討する。

2. これまでの経緯と制度に対する指摘

ふるさと納税制度は、2008年4月から開始され、今年で10年目となる。表1は開始以来のこれまでの経緯をまとめたものだ。総務省における『ふるさと納税研究会報告書』によると、ふるさと納税制度は2007年5月の菅義偉総務大臣（当時）の提案を受けて議論が開始され、寄附金税制を進化させた制度であるとされている⁽¹⁾。制度の趣旨は、「地方のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機に都会に出て、そこで納税する。その結果、都会の地方団体は税収を得るが、彼らを育んだ「ふるさと」の地方団体には税収はない、そこで、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意思でいくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか」というものである⁽²⁾。ふ

(1) ふるさと納税研究会（2007）p.4 参照。

(2) 総務省（2007）『ふるさと納税研究会報告書（平成19年10月）』、p.1 から引用。

るさと納税制度は、地方税法を改正することで導入された。

地方創生の推進を意図として、2015年に個人住民税（所得割）の特例控除額の限度額が1割から2割に引き上げられた。また、同年に確定申告不要な給与所得者による寄附を対象として「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設された⁽³⁾。ふるさと納税は、制度の拡充と返礼品の充実と相まって増加し、開始された2008年度では81億円だったものが、2015年度に急増して1,653億円となり、2017年度では3,653億円にまで増加している。これらの額は、1件あたりにすると、2008年度では15万円であり、2015年度では3万円であり、2017年度では2万円である。この値は個人レベルでの小口の寄附が浸透していることを示し、この背後には返礼品を目的とした寄附が増加しているものと推察される⁽⁴⁾。

総務省は、2015年4月にふるさと納税の急増の背景にある返礼品に対する自治体の対応に要請をおこなった。要請の内容としては、「換金性の高いプリペイドカード等」「高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品（特産品）」を送らないようにするというものだ。

総務省は、2016年4月に返礼品に対する通知を出した。通知の内容としては、2015年の要請よりも具体的となり、「金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）」「資産性の高いもの（電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品、自転車等）」「高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品（特産品）」を送らないようにするというものであった。

2017年4月の通知においては、資産性の高いものとして、家具、楽器などが追加された。この通知において、初めて返礼割合の具体的な数値を出し、「返礼割合に関しては、社会通念に照らし良識の範囲内のものとし、少なくとも、返礼品として3割を超える返礼割合のものを送付している地方団体においては、速やかに3割以下とすること」とされた。しかし総務省からの通知は返礼割合を3割以下にすることを強制するものではない。総務省からの通知と同日に、総務省自治税務局市町村税課長から各都道府県総務部長及び、東京都総務・主税局長宛てに、「ふるさと納税に係る返礼品の送付等に関する留意事項について」という通知が送られている。この通知には、「特に返礼割合が高い返礼品を送付して

(3) ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用するためには、寄附者は、各自治体から送付された利用申請書を送り返す必要がある。寄附先の自治体は5つまでに制限され、誤って6カ所以上に返送した場合、すべてが無効となる。5カ所以内の寄附の場合は、ふるさと納税による減税が、所得税でなく、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う住民税の減額の形でおこなわれる仕組みとなっている。

(4) この間の2012年に、ふるさと納税のポータルサイトである「ふるさとチョイス」が開設されている。

いる地方団体に対し、速やかな見直しを求めるものであって、返礼品の返礼割合の妥当な水準を3割とする趣旨ではありません。」と記述されているからだ⁽⁵⁾。したがって総務省の通知に従わない自治体が発生しうることになる。

返礼割合の規制として数値が3割である理由として参考とされているのは、2017年に実施された総務省による「有識者の意見」,「地方団体の実務者の意見」,「地方三団体の意見」というヒヤリングが存在する⁽⁶⁾。特に、「有識者の意見」では、具体的な数値について記述されている。そこでは、「平成26年度の全国平均である4割か、それより下の3割程度を上限とすべき。この中で、いかに魅力をPRできるかが各団体の知恵の出どころではないか。」とされている⁽⁷⁾。

2018年4月の通知においては、「返礼品を送付する場合であっても、地方団体の区域内で生産されたものや提供されるサービスとすることが適切であることから、良識のある対応をお願いします。」とされ、地元で生産された返礼品であることが追加された。2015年以降、毎年に総務省から返礼品の内容に対する通知がなされてきたが、自治体間における返礼品競争は過熱していった。2018年9月に総務省は、「ふるさと納税に係る返礼品の見直し状況についての調査結果」において、通知に従わない自治体を公表し、返礼割合が3

表1 ふるさと納税制度の経緯

2008年4月	ふるさと納税制度が開始
2015年1月	ワンストップ特例制度が開始 特例控除額の限度額の1割から2割に引き上げ
2015年4月	総務省から返礼品に対する要請 (高い換金性、高額または高い返礼割合が対象)
2016年4月	総務省から返礼品に対する通知 (資産性が高い返礼品が追加対象)
2017年4月	総務省から返礼品に対する通知 (資産性が高い返礼品の範囲が広がり、返礼割合の3割規制)
2018年4月	総務省から返礼品に対する通知 (返礼品を地元産品であることを追加)
2018年9月	返礼品の見直し状況についての調査結果を公表 (通知に従わない自治体を公表、法改正の検討)

出所：総務省「ふるさと納税関連資料」より作成⁽⁸⁾。

(5) 総務省 (2017), 10行目から引用。

(6) 総務省ウェブページで閲覧することができる。ウェブアドレス：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zeimu04_02000037.html (閲覧日：2018年12月3日)

(7) 総務省 (2017) p.6, 4行目から引用。

(8) 総務省 web ページ：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/archive/ (閲覧日：2018年9月19日)

割を超えている自治体と地元産品でない返礼品を送付している自治体をふるさと納税の対象外とする法改正の検討に至ることとなった。

図1は、総務省が公表した通知に従わない自治体の一覧（12自治体）である。公表された自治体は、返礼割合が3割を超えており、2018年8月までに見直す意向がなく、2017年度の受入額が10億円以上である。一覧に掲載されている12団体の受入額が合計で411億円になっている。2017年度の受入額が3,653億円なので、12団体合計分で11.3%に相当する。このことは、ふるさと納税を受け入れている自治体の偏りが大きいことを示している。返礼品を目的としたふるさと納税が、特定の自治体に向けられているものといえる。

このような偏りがあると、自治体間における税収格差の是正効果は小さくなる。このことは、橋本・鈴木（2016）で指摘されている。同様の指摘は、更新されたデータによっても星野（2016）、稲田（2017）でも確認されている。

〈返礼割合 3 割超の返礼品及び地場産品以外の返礼品をいずれも送付している市区町村で、平成30年8月までに見直す意向がなく、平成29年度受入額が10億円以上の市区町村〉
 ※総務省調査及び市区町村への聞き取り結果（平成30年6月時点）による。

※（ ）内は平成29年度受入額

茨城県	境町（21.6億円）
岐阜県	関市（14.1億円）
静岡県	小山町（27.4億円）
滋賀県	近江八幡市（17.7億円）
大阪府	泉佐野市（135.3億円）
福岡県	宗像市（15.6億円） 上尾町（12.1億円）
佐賀県	唐津市（43.9億円） 嬉野市（26.7億円） 基山町（10.9億円） みやき町（72.2億円）
大分県	佐伯市（13.5億円）

出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果（2018年度）」より抜粋。

図1 通知に従わない自治体一覧

ふるさと納税が開始される前から返礼品競争に対しては懸念されていた。ふるさと納税研究会（2007）では、「寄附を集めるため、地方団体が寄附者に対して特産品などの贈与を約束したり、高額所得者で過去に居住していた者などに対して個別・直接的な勧誘活動を強行うなど、「ふるさと納税」制度を濫用する恐れへの懸念もある。」とされている⁹⁾。

返礼品競争の過熱に対して、土居（2014）は、「ふるさと納税で得た寄附金は、それを受けた自治体の行政（公益を追求）のために用いるのが基本で、謝礼品は（非営利法人で許されている程度に）特定の者の利益を増やすことがない範囲で認める、というけじめが

⁹⁾ ふるさと納税研究会（2007）p.23, 19行目から引用。

必要」としている⁰⁰。ただし、具体的な返礼品の還元比率を主張しているわけではなく、「ふるさと納税を契機に起きた地元経済活性化など、副次的な効果が出始めているわけだから、頭ごなしに豪華な謝礼品を禁止するというより、個人の自発的な寄附を尊重しつつ、自治体と非営利法人にある寄附税制での整合性を担保する形で、許される謝礼品の範囲を位置づけるべき」と主張している⁰¹。

佐藤（2017）は、総務省の「現況調査（2016年度）」において、自治体の工夫している取り組みとして全体の6割が「返礼品の充実」であり、「使途の明確かや事業の充実」を挙げているのは、3割に満たなかったことを挙げ、「自治体が主体的に返礼品競争をしているというよりは、それを強いられている面が否めない。」「他地域の損失で自身の利益を高めるゼロサム型の競争は、「悪い競争」にあたる。」として⁰²、自治体間競争での悪い例として、返礼品競争を挙げている。

橋本・鈴木（2017）は、2017年4月の総務省による3割規制通知の影響を北海道下の自治体を対象に検討している。橋本・鈴木（2017）は、総務省の通知は強制力がないため、自治体間で対応策にかなりの差があることを指摘し、「今回の通知に対する各自治体の対応をみると、規制に従わない自治体名の公表など、より強力な措置を検討する段階に近づきつつある」としている⁰³。

三角（2015）は、自治体が返礼品競争をすることが寄附の効率性を歪めるとし、「本来、寄附を最も必要としているのは、返礼品を送付できるような資金力が乏しい団体であるにもかかわらず、課税自主権を認められている自治体が「寄附」の獲得競争に参加することは、市場や選挙とは異なる意思に基づき形成される「寄附」の資源配分機能を歪める可能性がある。」と述べている⁰⁴。

(00) 土居（2014）<http://toyokeizai.net/articles/-/50954?page=4>（閲覧日2016年2月27日）引用。

(01) 土居（2014）<http://toyokeizai.net/articles/-/50954?page=4>（閲覧日2016年2月27日）引用。

(02) 佐藤（2017）から引用。

(03) 橋本・鈴木（2017）p.397，5行目から引用。

(04) 三角（2015）p.72，4行目から引用。

3. 規制の影響

3.1. マクロレベルの変化

本節では、2017年4月の通知において出された、「返礼割合3割以下」という規制にはどのような効果があったのかについてみることにしよう。表2は、過去3年間の返礼割合の値を算出した結果を表したものだ。表2によると、過去3年間に於いて返礼品の調達に係る費用は38%台でほぼ変化がなく、調達費用だけで、3割を超過していることがわかる。返礼品の送付に係る費用の割合は、2015年では2.6%であったものが、2016年に5.3%、2017年に6.6%に上昇している。返礼品が充実している自治体としては、北海道下や宮崎県下の自治体が挙げられるが、このような自治体から都市部への返礼品の送付には、比較的高い費用に係る。返礼品の送付費用を返礼品の調達費用に含めている自治体があり、本稿では返礼割合とは、費用合計額を受入額で割った値とする。返礼割合に対する規制が2017年4月に出されたにもかかわらず、マクロレベルではほとんど効果がなかったことになる。

表3は、2016年度と2017年度で返礼割合の分布を比較したものである。返礼割合の平均値は、2016年度では31%であり、2017年度では33%であり、ほとんど変化がない。団体数の合計が1,788と多いために、四分位値も計算すると、2016年度では44%であり、2017年度では45%であり、これもほとんど変化がない。

表2 返礼割合の変化

(単位：億円)

		2015年度	2016年度	2017年度
①	返礼品の調達に係る費用 ①/⑦	633 38.3%	1,091 38.4%	1,406 38.5%
②	返礼品の送付に係る費用 ②/⑦	43 2.6%	150 5.3%	241 6.6%
③	広報に係る費用 ③/⑦	14 0.9%	31 1.1%	56 1.5%
④	決済等に係る費用 ④/⑦	18 1.1%	52 1.8%	78 2.1%
⑤	事務に係る費用、その他 ⑤/⑦	85 5.1%	161 5.7%	247 6.8%
⑥	合計 ⑥/⑦	793 48.0%	1,485 52.2%	2,027 55.5%
⑦	寄附受入総額（自治体アンケート）	1,653	2,844	3,653

出所：総務省『ふるさと納税現況調査（各年度版）』より作成。

表3 返礼割合の分布

	2016年度		2017年度	
	団体数	シェア	団体数	シェア
50%超	236	13%	240	13%
50%～30%	785	44%	958	54%
30%未満	767	43%	590	33%
合計	1,788	100%	1,788	100%
返礼割合平均値	31%		33%	
返礼割合四分位値	44%		45%	

出所：総務省『ふるさと納税現況調査』より作成。

しかし、返礼割合が50%を超えている団体数は、2016年度が236であり、2017年度が240であり、シェアで見ると、いずれも13%であり、ほぼ変化がない。返礼割合が50%以下から30%以内になっている自治体数が2016年度の785から2017年度には958に増加している。団体数シェアでは、10%pの増加となっている。返礼割合が30%未満となっている団体数は、2016年度では767であったものが、2017年度では590に減少している。

これらのことから、総務省による規制3割を「3割なら許容」と認識した自治体が増加しているものと推察できる。3割規制があったが、返礼品を充実させた自治体が増加し、これがふるさと納税合計額が増加した原因の1つと考えられる。

返礼割合が高かった自治体の行動についてみてみよう。2016年度に返礼割合が50%を超えていた自治体は255存在していた。この255団体において、2017年度に返礼割合が40%以下になっているのは44団体、30%以下になっているのは9団体となっている。このことから2017年4月の返礼品規制の効果はかなり限定的であったものと考えられる。一方、2016年度に返礼割合が30%以下であった自治体は793存在していた。この793団体において、2017年度に返礼割合が40%以上になっているのは79団体、50%以上になっているのは26団体となっている。規制があったにも関わらず、返礼割合を高めた自治体が存在していることがわかる。

『ふるさと納税研究会報告書』では、「寄附金を受領した地方団体は、寄附者の「志」に応えるため、何らかの形でその用途を明らかにすることが望ましい。」とされている⁽¹⁵⁾。総務省は、2015年4月の通知において、「寄附を受ける地方団体は、ふるさと納税の用途（寄附金の使用目的）について、あらかじめ十分な周知を行うなど、当該団体に係るふるさと納税の目的等が明確に伝わるよう努めること。」としている⁽¹⁶⁾。そこで、この通知が効果が

(15) ふるさと納税研究会（2007）p.26、3行目から引用。

(16) 総務省（2015）「返礼品（特産品）送付への対応について（2015年4月1日）」から引用。

あったのかについてみておこう。

表4は、総務省『現況調査結果』より2016年度と2017年度における使途の選択状況についての自治体アンケート結果を集計したものだ。使途の選択ができると回答した自治体は2016年度では、全体の1,788団体のうち、1,649団体であったものが、2017年度では1,690団体となり、微増している。分野の選択ができると回答した自治体数は、2016年度では1,585団体であったものが、2017年度では1,609団体となり、これも微増している。具体的な選択ができると回答した自治体数は、2016年度では139団体であったものが、2017年度では176となり、微増はしているものの、その割合は2017年度において9.8%である。これらのことから、使途の選択は広がっているが、具体的な選択ができる自治体はかなり少数派であるのが現状である。寄附金であることを考慮すると、具体的な選択ができる自治体が増加することが期待される。

中里（2007）は、ふるさと納税を正当化できるとすれば、「「ふるさと納税」は、地域活性化のツール（手段）としては、意義を見いださう。先進的自治体を応援し、自治体間の競争を促す効果が期待できる。」と指摘している¹⁷⁾。しかし、現状は、そのようになっていない。

表4 使途の選択状況の変化

	使途の選択ができる	分野の選択ができる	具体的な選択ができる
2016年度 (1,788団体)	1,649 (92.2%)	1,585 (88.6%)	139 (7.8%)
2017年度 (1,788団体)	1,690 (94.5%)	1,609 (90.0%)	176 (9.8%)

出所：総務省『ふるさと納税に関する現況調査結果（2017年度・2018年度）』より作成。

3.2. 受入額上位団体への影響

本節では、規制前に多くのふるさと納税を受け入れた自治体が、規制後に返礼割合を低下させたのかについてみてみよう。表5は、2016年度における受入額上位30団体の受入額と返礼割合が2017年度にどのように変化したのかについてまとめたものだ。表5によると、2016年度上位30団体の受入額と返礼割合の平均値は、それぞれ30億2,154万円と46%であるのに対し、2017年度のそれらは、31億4,721万円と60%である。規制が通知されたにもかかわらず、受入額と返礼割合の平均値は上昇している。返礼割合が上昇している団体数は、

¹⁷⁾ 中里（2007）ふるさと納税導入の是非（下）日本経済新聞，経済教室，2007年5月30日付け朝刊記事引用。

18であり、下落している団体数は、12となっている。勝浦市（千葉県）を除くと、返礼割合に大きな変化が起きている自治体はない。勝浦市は、2016年度において、返礼品として商品券を出していたが^⑧、総務省と千葉県からふるさと納税の趣旨にそぐわないという指摘を受けて廃止したという^⑨。

伊那市（長野県）は、2016年度では受入額が2位であり、その額は72億469万円であったが、2017年度では4億4,934万円に激減している。伊那市は、2016年度では返礼品として、

表5 規制前後における受入額上位団体の変化

(単位：万円)

2016年度上位30	2016年度		2017年度	
	受入額	返礼割合	受入額	返礼割合
宮崎県 都城市	733,316	75%	747,422	62%
長野県 伊那市	720,469	48%	44,934	65%
静岡県 焼津市	512,128	48%	268,928	50%
宮崎県 都農町	500,869	43%	791,482	43%
佐賀県 上峰町	457,329	62%	667,227	60%
熊本県 熊本市	368,631	0%	120,641	2%
山形県 米沢市	353,099	64%	176,920	59%
大阪府 泉佐野市	348,358	42%	1,353,251	50%
山形県 天童市	335,755	58%	289,946	55%
北海道 根室市	330,743	50%	397,335	45%
千葉県 勝浦市	297,334	22%	54,222	303%
長野県 小谷村	276,232	49%	242,407	47%
岡山県 備前市	274,358	48%	211,964	53%
静岡県 藤枝市	264,901	45%	370,815	50%
長崎県 佐世保市	261,544	42%	189,878	47%
大分県 国東市	249,268	42%	323,919	50%
山形県 寒河江市	232,698	49%	163,476	75%
鹿児島県 志布志市	225,340	40%	304,000	46%
北海道 上士幌町	212,483	53%	166,693	55%
高知県 奈半利町	204,012	51%	390,564	64%
福岡県 久留米市	201,430	42%	103,755	54%
佐賀県 唐津市	194,083	54%	438,888	55%
静岡県 小山町	182,829	38%	273,695	42%
佐賀県 嬉野市	179,617	61%	266,965	66%
神奈川県 小田原市	175,240	47%	76,422	46%
茨城県 境町	172,115	40%	216,248	54%
鹿児島県 大崎町	167,461	40%	231,305	40%
島根県 浜田市	165,536	52%	136,215	45%
長崎県 平戸市	165,284	32%	107,380	42%
平均値	302,154	46%	314,721	60%

出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果（2017年度・2018年度）」より作成。

⑧ 1万円の寄附金に対して7,000円の商品券である。

⑨ 勝浦市企画課へのヒヤリングによる。

家電製品を出していたが、総務省の通知に則るようになった。現在では、伊那市内の事業者に対して新規提案をおこなっている²⁰⁾。

泉佐野市（大阪府）は、返礼割合については、2016年度の42%から2017年度の50%となり、それほど大きな変化がないが、受入額が2016年度の34億8,358万円から2017年度の135億3,251万円に3.9倍も増加している。泉佐野市は、2017年度において受入額が1位となっている。泉佐野市は、総務省による「ふるさと納税に係る返礼品の見直し状況についての調査結果（2018年9月1日時点）」における「現況調査の公表の際に団体名を公表した12団体の見直し状況」で唯一、見直しの意向について「未回答」とした自治体である²¹⁾。

規制後に多くのふるさと納税を受け入れた自治体は、規制前では、どのくらいの返礼割合であったのかについてみてみよう。表6は、2017年度における受入額上位30団体の受入額と返礼割合の2016年度での状況についてまとめたものだ。表6によると、2017年度上位30団体の受入額と返礼割合の平均値は、それぞれ37億909万円と49%であるのに対し、2016年度のそれらは、23億14万円と47%である。2017年度の受入額上位30の平均額であることから、受入額は2017年度のほうが大きくなっているが、返礼割合の平均値は、ほとんど変化がない。このことから返礼割合については、2017年度の受入額上位30団体も総務省の規制3割を守っていないことがわかる。返礼割合が上昇している団体数は、15であり、下落している団体数は、15となっている。

白糠町（北海道）は、2016年度の受入額は8億1,755万円であり、返礼割合は49%となっているが、2017年度では受入額が18億5,561万円、返礼割合が70%と大幅に増加している。白糠町は、2015年10月から返礼品の送付を開始している。森町（北海道）も2016年度から2017年度に受入額が大幅に増加しているが、森町も2015年から返礼品の送付を開始している。北海道下の自治体は、ふるさと納税の返礼品が充実しているが、道内で返礼品競争が過熱しているものと思われる。

都農町（宮崎県）は、返礼割合は規制前後において43%であり、変化がないが、受入額が50億869万円から79億1,482万円に大幅に増加している。都農町は、総務省による「ふるさと納税に係る返礼品の見直し状況についての調査結果（2018年9月1日時点）」におけ

²⁰⁾ 伊那市 web ページ「ふるさと納税返礼品の新規提案について（伊那市内事業者の皆様 限定）」
(web アドレス：<http://www.inacity.jp/kurashi/zeikin/furusatokifu/henreihinnsinnkittei.html>)
(閲覧日：2018年9月11日)

²¹⁾ 資料によると、「対象返礼品 [うなぎ、その他海産物、寿司、干芋・干柿等、和菓子、加工食品、いちご、りんご、その他果物、野菜、肉、ビール、ピーチポイント、その他多数] の見直し状況について、未回答」としている。

る「地場産品以外」と考えられる返礼品の見直し状況（以降、見直し状況とする。）」に掲載されている。都農町は、キッチン用品等は取りやめているが、海産物、ホテル宿泊券、酒等は取りやめていないと回答している。

佐賀県下の自治体である、みやき町、上峰町、唐津市、嬉野市がランキングに入っている。これらの自治体は、「見直し状況」に掲載されているが、上峰町のみが「見直す」と回答している。このように2017年度受入額上位30団体のうち、「見直し状況」に掲載されている自治体は17団体あり、そのうち「取り止めていない」と回答した自治体数は11団体、未回答が1団体となっている。上位団体の過半数は総務省からの通知に従っていない状況となっている。ふるさと納税の趣旨に合わない自治体が多く、寄附を集めているわけだ。

表6 2017年度受入額上位団体の状況

(単位：万円)

2017年度上位30	2016年度		2017年度	
	受入額	返礼割合	受入額	返礼割合
大阪府 泉佐野市	348,358	42%	1,353,251	50%
宮崎県 都農町	500,869	43%	791,482	43%
宮崎県 都城市	733,316	75%	747,422	62%
佐賀県 みやき町	147,628	35%	722,354	37%
佐賀県 上峰町	457,329	62%	667,227	60%
和歌山県 湯浅町	95,607	47%	495,128	43%
佐賀県 唐津市	194,083	54%	438,888	55%
北海道 根室市	330,743	50%	397,335	45%
高知県 奈半利町	204,012	51%	390,564	64%
静岡県 藤枝市	264,901	45%	370,815	50%
大分県 国東市	249,268	42%	323,919	50%
鹿児島県 志布志市	225,340	40%	304,000	46%
北海道 森町	80,610	61%	298,058	61%
山形県 天童市	335,755	58%	289,946	55%
静岡県 小山町	182,829	38%	273,695	42%
静岡県 焼津市	512,128	48%	268,928	50%
佐賀県 嬉野市	179,617	61%	266,965	66%
宮崎県 高鍋町	57,854	37%	256,917	51%
岐阜県 池田町	51,874	43%	255,177	44%
長野県 小谷村	276,232	49%	242,407	47%
鹿児島県 大崎町	167,461	40%	231,305	40%
茨城県 境町	172,115	40%	216,248	54%
岡山県 備前市	274,358	48%	211,964	53%
青森県 青森市	67,686	9%	211,836	2%
長崎県 佐世保市	261,544	42%	189,878	47%
北海道 白糠町	81,755	49%	185,561	70%
岐阜県 七宗町	29,270	50%	183,986	42%
佐賀県 小城市	157,723	50%	182,975	48%
茨城県 日立市	134,719	40%	179,802	36%
山形県 山形市	125,435	52%	179,224	44%
平均値	230,014	47%	370,909	49%

出所：ふるさと納税に関する現況調査結果（2017年度・2018年度）より作成。

最後に、特定の府県を抽出して、2016年度と2017年度における受入額と返礼割合の変化をみてみよう。本稿では、2017年度の受入額1位の泉佐野市が含まれる大阪府と2016年度の受入額1位の都城市が含まれる宮崎県を抽出することにした。

3.3. 大阪府下の自治体への影響

表7は、大阪府下の自治体（43団体）のふるさと納税の変化を表したものだ。大阪府下の自治体は、2016年度において32万4,954件、72億1,680万円のふるさと納税を受け入れた。この値は、2017年度においては、99万1,817件、198億6,165万円にまで急増している。返礼割合の平均値は2016年度の34%から2017年度の39%に5%p（ポイント）上昇している。また、1件あたりの受入額は2.3万円から2.0万円に引き下がっていることから小口の寄附が増加し、ふるさと納税の広がりがみられる。

2016年度から2017年度に受入額が増加した自治体は、28団体である。受入額増加の上位3団体は、泉佐野市、和泉市、岬町である。それぞれの増加額は、100億4,893万円、12億7,606万円、7億3,774万円である。この3つの自治体の増加寄与度を計算すると、泉佐野市が139%、和泉市が19%、岬町が10%となる。増加額4位は、貝塚市であり、その寄与度は2%にすぎない。上位3つの自治体に寄与度が集中していることがわかる。

泉佐野市、和泉市、岬町は返礼割合が2016年度から2017年度にかけてそれぞれ9%p、2%p、8%p上昇している。これらの自治体は、総務省の「見直し状況」において掲載されていて、見直しをすとなっているのは、和泉市だけである。和泉市は、ハム、ワイン、オリーブオイルを10月中に見直すとしている。大阪府下の自治体の中で、26団体が「見直し状況」に掲載され、取り止め済みとしているのは、貝塚市のカニのみである^②。26団体の中で、見直し予定としているのは、前述した和泉市、四條畷市、熊取町の3団体のみである^③。

3.4. 宮崎県下の自治体への影響

表8は、宮崎県下の自治体（26団体）のふるさと納税の変化を表したものだ。宮崎県下の自治体は、2016年度において122万3,558件、205億494万円のふるさと納税を受け入れた。この値は、2017年度においては、155万1,597件、248億2,191万円となっている。返礼割合

② 貝塚市は肉については取り止めていないと回答している。

③ 四條畷市は海産物、熊取町は、アウトドアグッズ、ステーションナリーグッズ、漬物、牛肉、ノベルティグッズ、試合観戦を見直すとしている。

表7 大阪府下の自治体における規制前後の変化

(単位：件、円)

受入件数	2016年度			2017年度			寄与度
	受入件数	受 入 額	返礼割合	受入件数	受 入 額	返礼割合	
泉佐野市	216,651	3,483,582,231	51%	862,082	13,532,509,287	62%	139%
和泉市	8,645	312,491,715	63%	25,541	1,688,551,810	65%	19%
岬町	2,594	257,008,668	38%	9,174	994,751,000	46%	10%
貝塚市	15,791	273,096,564	52%	21,099	426,771,344	55%	2%
枚方市	4,503	130,469,000	45%	5,574	284,048,321	31%	2%
大東市	7,808	441,298,787	58%	7,853	576,961,002	44%	2%
泉南市	4,793	57,239,000	40%	12,375	144,143,008	44%	1%
忠岡町	517	26,610,510	39%	2,201	103,377,020	42%	1%
高槻市	1,111	53,429,265	16%	2,345	109,165,752	30%	1%
八尾市	538	20,427,765	18%	2,031	69,618,690	31%	1%
東大阪市	651	37,250,379	14%	1,200	74,407,871	39%	1%
阪南市	206	2,491,000	33%	1,977	38,258,000	41%	0%
富田林市	497	28,621,000	10%	1,832	54,799,000	130%	0%
高石市	254	4,026,000	26%	1,735	29,046,201	32%	0%
泉大津市	1,748	137,568,000	29%	1,705	156,542,008	33%	0%
茨木市	2,816	50,231,900	43%	3,897	60,758,500	53%	0%
守口市	208	11,400,000	53%	381	20,470,000	36%	0%
松原市	485	9,937,000	43%	1,061	18,785,249	45%	0%
羽曳野市	309	7,101,000	141%	866	15,066,008	149%	0%
豊能町	862	13,839,098	31%	583	20,879,500	50%	0%
豊中市	203	16,903,462	11%	307	22,902,872	27%	0%
門真市	154	6,941,685	8%	446	10,975,450	47%	0%
四條畷市	65	1,492,000	12%	94	4,370,000	10%	0%
交野市	124	3,427,600	23%	123	5,125,587	20%	0%
能勢町	67	2,850,000	29%	79	3,990,000	26%	0%
寝屋川市	24	1,216,577	0%	88	2,196,000	18%	0%
摂津市	12	2,810,000	0%	17	3,450,000	0%	0%
藤井寺市	332	7,741,000	69%	470	7,778,500	46%	0%
太子町	88	5,570,000	52%	84	5,260,000	43%	0%
田尻町	214	5,015,000	47%	162	4,452,000	44%	0%
大阪狭山市	37	3,481,000	0%	35	2,380,327	6%	0%
河南町	434	18,087,000	35%	374	16,891,987	28%	0%
河内長野市	2,097	35,240,495	79%	1,874	33,675,528	62%	0%
島本町	20	4,397,000	3%	26	565,001	27%	0%
堺市	690	40,139,151	5%	844	34,700,969	9%	0%
箕面市	671	47,281,150	11%	729	35,578,011	25%	0%
岸和田市	3,244	147,911,093	34%	2,206	131,158,431	36%	0%
池田市	9,323	159,005,984	36%	9,065	139,268,370	43%	0%
吹田市	654	71,266,061	0%	438	21,693,684	9%	-1%
熊取町	19,209	396,824,605	29%	4,259	338,424,487	37%	-1%
柏原市	1,949	126,340,000	113%	1,336	45,498,367	46%	-1%
大阪市	1,172	521,146,613	0%	1,710	439,903,057	1%	-1%
千早赤阪村	3,184	233,597,060	63%	1,539	132,501,500	63%	-1%

出所：ふるさと納税に関する現況調査結果（2017年度・2018年度）より作成。

ふるさと納税返礼品規制の影響（鈴木）

の平均値は2016年度の53%から2017年度の59%に6%p上昇している。また、1件あたりの受入額は1.7万円から1.6万円へとほとんど変化がない。宮崎県は、返礼品が充実していることで有名となっている。

2016年度から2017年度に受入額が増加した自治体数は、12団体である。受入額増加上位3団体は、都農町、高鍋町、新富町である。それぞれの増加額は、29億612万円、19億9,063万円、4億8,560万円である。この3つの自治体の増加寄与度を計算すると、都農町が14%、高鍋町が10%、新富町が2%となる。上位2つの自治体に寄与度が集中していることがわかる。

2016年度から2017年度にかけて返礼割合が上昇しているのは、高鍋町のみであり、7%p上昇している。都農町は横ばいであり、新富町は13%p下落している。これらの自治体は、

表8 宮崎県下の自治体における規制前後の変化

(単位：件、円)

	2016年度			2017年度			寄与度
	受入件数	受入額	返礼割合	受入件数	受入額	返礼割合	
都農町	257,268	5,008,694,641	60%	430,018	7,914,818,710	60%	14%
高鍋町	37,886	578,541,204	59%	208,771	2,569,169,352	66%	10%
新富町	28,864	422,759,799	67%	45,781	908,363,595	54%	2%
都城市	528,242	7,333,161,142	78%	523,164	7,474,219,521	68%	1%
川南町	81,491	1,126,415,500	52%	100,119	1,196,302,310	69%	0%
宮崎市	10,685	406,279,001	46%	12,530	440,607,352	51%	0%
椎葉村	753	18,665,445	46%	2,478	43,237,500	57%	0%
延岡市	2,551	62,399,304	34%	3,524	69,102,000	55%	0%
日之影町	1,020	19,210,460	37%	1,385	25,893,000	43%	0%
高千穂町	10,266	175,807,700	100%	11,336	180,577,503	56%	0%
三股町	3,768	114,970,100	60%	4,147	119,235,000	60%	0%
五ヶ瀬町	344	12,772,000	31%	391	15,270,000	34%	0%
西米良村	12	530,000	29%	13	470,000	30%	0%
門川町	528	12,816,000	39%	580	10,823,000	46%	0%
美郷町	1,487	11,710,019	59%	674	8,053,000	51%	0%
日向市	15,340	282,230,744	61%	14,458	278,258,384	61%	0%
高原町	30,652	328,763,826	66%	21,036	310,857,163	71%	0%
諸塚村	1,239	27,857,313	11%	369	8,312,000	42%	0%
えびの市	24,875	580,662,000	60%	34,352	558,276,134	59%	0%
国富町	3,495	64,125,000	45%	2,215	37,277,000	83%	0%
西都市	23,884	765,650,002	38%	40,169	654,456,228	90%	-1%
日南市	19,732	306,883,109	65%	10,552	179,082,737	71%	-1%
小林市	29,930	1,055,462,427	32%	29,991	914,096,129	46%	-1%
木城町	12,364	382,511,501	67%	12,214	198,657,100	58%	-1%
串間市	33,764	408,543,087	83%	5,873	102,449,500	75%	-1%
綾町	63,118	997,517,994	59%	35,457	604,049,411	76%	-2%

出所：ふるさと納税に関する現況調査結果（2017年度・2018年度）より作成。

総務省の「見直し状況」において掲載されていて、取り止め済みとなっているのは、新富町だけである。新富町は、酒類（ビール、酎ハイ等）を取り止め済みとしている。神農町は、総務省から地場産品以外の返礼品として、海産物、ホテル宿泊券、酒等が挙げられ、高鍋町は、学用品、日用品類、酒が挙げられている。

宮崎県下の自治体の中で、7団体が「見直し状況」に掲載され、取り止め済みとしているのは、新富町の他に木城町のワインのみである。7団体の中で、見直し予定としているのは、日南市と川南町のみである²⁴。宮崎県下の自治体で2016年度においては、西米良村のみが返礼割合が30%を下回っていた（29%）が、2017年度ではすべての自治体の返礼割合が30%を超えている。宮崎県下の自治体においては、返礼規制3割は効果がなかったといえる。

4. 分析結果

これまでの分析結果をまとめると、以下のようになる。ふるさと納税が急増した背景にある返礼品競争の過熱があり、総務省は2015年4月から毎年、自治体の対応に要請と通知をおこなってきた。2017年の通知では、返礼割合を3割以下にするという具体的な規制を設定した。

2018年6月に3割規制が設けられてから初めてのデータが総務省から発表された。過去のデータと比較してみると、過去3年間に於いて返礼品の調達に係る費用は38%台でほぼ変化がなく、調達費用だけで、3割を超過していることがわかった。本稿の分析では、返礼割合に対する規制が2017年4月に出されたにもかかわらず、マクロレベルではほとんど効果がなかった。

規制前後である2016年度と2017年度で返礼割合の分布を比較してみても、平均値と四分位置にほとんど変化がない。しかし、返礼割合が50%以下から30%以内になっている自治体数が増加し、返礼割合を30%未満にしている自治体数が減少していることから、総務省による規制3割を「3割なら許容」と認識した自治体が増加しているものと推察できる。

2016年度に返礼割合が50%を超えていた自治体は255存在していたが、これらの自治体で2017年度に返礼割合が30%以下になっているのは9団体しかない。このことから2017年4月の返礼品規制の効果はかなり限定的であったものと考えられる。一方、2016年度に返

²⁴ いずれの自治体も食事券を見直すとしている。

礼割合が30%以下であった自治体は793存在していたが、これらの自治体で、規制があったにも関わらず、返礼割合を高めた自治体が存在している。

ふるさと納税の趣旨からは、ふるさと納税を受け入れた自治体は、その用途を明確にすることが望ましいとされる。これまでのデータによると、用途の選択は広がっているが、具体的な選択ができる自治体はかなり少ないのが現状である。

2016年度における受入額上位30団体の受入額と返礼割合が2017年度にどのように変化したのかについて分析したところ、受入額と返礼割合の平均値は上昇していることがわかった。返礼割合が上昇している団体数は18、下落している団体数12となっている。過去に商品券を返礼品にしており、今般にそれを廃止した勝浦市（千葉県）を除くと、返礼割合に大きな変化が起きている自治体はないことから、規制前の受入額上位の自治体に対して、規制はあまり効果がない。

規制後に多くのふるさと納税を受け入れた自治体上位30団体の返礼割合は、2016年度においても同じレベルである。このことから返礼割合については、2017年度の受入額上位30団体も総務省の規制3割を守っていない。

2017年度の受入額1位の泉佐野市が含まれる大阪府と2016年度の受入額1位の都城市が含まれる宮崎県を抽出して分析をおこなった。

大阪府下の自治体43団体は、2016年度において32万4,954件、72億1,680万円のふるさと納税を受け入れた。この値は、2017年度においては、99万1,817件、198億6,165万円にまで急増している。返礼割合の平均値は2016年度の34%から2017年度の39%に5%p上昇している。大阪府下における受入額増加の上位3団体は、泉佐野市、和泉市、岬町である。この3つの自治体の増加寄与度を計算すると、上位3つの自治体に寄与度が集中している。

泉佐野市、和泉市、岬町は返礼割合が2016年度から2017年度にかけてそれぞれ9%p、2%p、8%p上昇している。これらの自治体は、総務省の「見直し状況」において掲載されていて、見直しをすとなっているのは、和泉市だけである。大阪府下の自治体の中で、26団体が「見直し状況」に掲載され、取り止め済みとしているのは、貝塚市のみである。26団体の中で、見直し予定としているのは、和泉市、四條畷市、熊取町の3団体のみである。

宮崎県下の自治体26団体は、2016年度において122万3,558件、205億494万円のふるさと納税を受け入れた。この値は、2017年度においては、155万1,597件、248億2,191万円となっている。返礼割合の平均値は2016年度の53%から2017年度の59%に6%p上昇している。

2016年度から2017年度に受入額が増加した自治体数は、12団体である。受入額増加上位3団体は、都農町、高鍋町、新富町である。この3つの自治体の増加寄与度を計算すると、

上位2つの自治体に寄与度が集中している。

2016年度から2017年度にかけて返礼割合が上昇しているのは、高鍋町のみであり、7%p上昇している。都農町は横ばいであり、新富町は13%p下落している。これらの自治体は、総務省の「見直し状況」において掲載されていて、取り止め済みとなっているのは、新富町だけである。

宮崎県下の自治体の中で、7団体が「見直し状況」に掲載され、取り止め済みとしているのは、新富町と木城町のみである。7団体の中で、見直し予定としているのは、日南市と川南町のみである。宮崎県下の自治体で2016年度においては、西米良村のみが返礼割合が30%を下回っていた(29%)が、2017年度ではすべての自治体の返礼割合が30%を超えている。宮崎県下の自治体においては、返礼規制3割は効果がなかったといえる。

5. さ い ご に

本稿での分析結果からふるさと納税制度に対する改善の方向性を述べることにしよう。

2015年度以降に、ふるさと納税に対して税制上の優遇措置を拡大して以降、返礼品競争の過熱と相まってふるさと納税は急増した。2017年4月に総務省は返礼割合3割規制の通知を出したが、本稿の分析結果では、この規制の効果は薄いものといえる。返礼割合が同じレベルであれば、1カ所の自治体に対する100万円の寄附に対する高額な返礼品のケースと100カ所の自治体に1万円ずつ寄附するケースの経済的利得は同じである。したがって高額な返礼品を問題視するより、返礼割合を規制する総務省のやり方は妥当であり、3割という基準も適切である。

ふるさと納税制度は、高所得者に有利な制度となっており、高所得者に豪華な返礼品がわたるといふ犠牲がともなわない寄附金制度は問題視される。また用途を具体的に選択できない自治体の現状も問題である。したがって、ふるさと納税制度の改善策としては、第1に、特例控除部分を段階的に引き下げることで、ふるさと納税の激減を防ぎながら、現行にある認定NPO法人に対する寄附金税制に近づけることである。第2に、用途の具体的な選択とその支出に関して具体的な情報を公開しない自治体は、ふるさと納税の対象外とすることである。第3に、総務省が2018年9月に発表したように、返礼割合が3割を超えている自治体と地元産品でない返礼品を送付している自治体をふるさと納税の対象外とする法改正を検討することで、ふるさと納税の趣旨に合うような制度設計にしていこうことである。

参 考 文 献

- 〔1〕 稲田圭祐（2017）「ふるさと納税の改正とその影響」『和光経済』第49巻第3号，45-51頁。
- 〔2〕 佐藤主光（2017）「ふるさと納税の是非（下）」『経済教室』日本経済新聞（2017年4月7日朝刊）。
- 〔3〕 総務省（2017）『ふるさと納税の返礼品に関する有識者の意見の概要』。
- 〔4〕 総務省（2017）「ふるさと納税に係る返礼品の送付等に関する留意事項について」。
- 〔5〕 土居丈朗（2014）「『謝礼品合戦の「ふるさと納税」をどうする—地方創生の「目玉政策」問題点と解決策—』東洋経済オンライン」<http://toyokeizai.net/articles/50954>（2018年12月10日参照）。
- 〔6〕 橋本恭之・鈴木善充（2018）「ふるさと納税返礼品規制についての検討—北海道下自治体を中心に—」『経済論集（関西大学）』第67巻第4号，831-843頁。
- 〔7〕 ふるさと納税研究会（2007）『ふるさと納税研究会報告書』総務省。
- 〔8〕 星野菜穂子（2016）「『ふるさと納税』について」『地方税』2016年2月号，2-8頁。
- 〔9〕 三角政勝（2015）「自己負担なき「寄附」の在り方が問われる「ふるさと納税」—寄附金税制を利用した自治体支援の現状と課題」『立法と調査』No.371，59-73頁。